

令和4年度

大仙市人事給与システム及び庶務事務システム
更新業務仕様書

令和5年2月

秋田県大仙市

1. 業務名

大仙市人事給与システム及び庶務事務システム更新業務

2. 目的

現在、大仙市で使用している人事給与システム及び庶務事務システム（以下「現システム」という。）は、平成17年3月から機器の更新を経て運用しており、導入から約17年が経過し、最新環境への対応と業務改善によるコスト削減を推進するため、新人事給与システム及び庶務事務システム（以下「新システム」という。）を構築する。

3. 提案要求内容

（1）新システムの設計から導入まで

- ① 最新の制度に対応した自治体向け業務パッケージシステムを基に、大仙市の業務に適したシステムを構築するものとする。
- ② 新システムの設計・開発・テストを実施するものとする。
- ③ 仕様書の内容に基づき、本市に最適なシステムの設計・開発・検証を行うこと。
- ④ サーバ等のハードウェア及びミドルウェアも含め、新システムを導入するものとする。

（2）操作研修

スムーズなシステム移行を推進するため、職員を対象とした操作研修を実施するものとする。

（3）データ移行

本市に新システムを導入することが決定した業者は、必要になるデータを分析し、現システムからの移行をスムーズに実施すること。なお、移行するデータは新システムの運用に合わせて移行を完了すること。

（4）保守、運用支援

円滑な業務遂行のため、新システムの保守・運用支援を行うこと。

4. 新システムの適応範囲

（1）新システムの適応業務

新システムの適応業務範囲は、以下のとおりとする。なお、各業務に要求する機能は、別紙「機能要求整理表」のとおりとする。

システム名	システム概要
人事給与	人事管理、給与管理、会計年度任用職員、人事評価
庶務事務	勤怠管理、申請届出管理（電子決裁）、明細照会

(2) 新システムの適応規模

新システムの適応規模範囲は、以下のとおりとする。

団体名	職員	職員数
大仙市	正職員	900名
	会計年度任用職員	600名

5. 新システム稼動スケジュール

構築から運用までのスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール	内容
令和5年3月29日	業者決定
令和5年4月20日	契約締結（予定）及び新システム構築開始
令和5年12月下旬	受入テスト後、保守業務委託契約締結
令和6年1月1日	人事給与システムが本稼動
令和6年1月1日	庶務事務システムが本稼働
令和6年1月1日	新システム保守業務開始

6. 基本要件

- (1) クライアントには専用のプログラムを組み込まなくても、Microsoft Edge 及び Adobe Readerが組み込まれていれば、システムの端末として利用できるWeb型のシステムであることとする。
- (2) 新システムは庁舎内にサーバを設置する自庁型のオンプレミスシステム又はLGWANネットワークによるクラウド型システムとする。
- (3) データ保持も含め稼動後6年以上の利用ができるシステムを提案すること。
- (4) システム導入等については、本市の情報担当職員及び業務担当職員と豊富な開発経験を持つ業務に精通したSEとの間で十分な協議を行い、当方の要望を十分に考慮し、必要な修正・追加については反映可能なこととする。
- (5) クライアントPCは、本市既存の業務用PCにて運用可能であることとする。また、クライアントPCの増設、移設、更新、入れ替え等が発生した場合でも、設定作業等を業者に委託する必要がなく、追加費用を必要としな

いものであることとする。

- (6) 新システムの稼動時期については既述のとおりとし、稼動までに職員によるシステム検証、操作研修等全て終了し、万全の体制をとれるようスケジュール計画を立てること。
- (7) システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとのパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること。
- (8) 本市ではサーバ室に大型UPSを設置し、安定した電源を供給している。
- (9) 自庁型システムにおいて、リース契約を結び本市庁舎内に納入した機器・ソフトウェア等一式については譲渡条件付きリース取引とし、リース期間終了後は本市に帰属する。利用料型のパッケージまたはクラウド型システムの場合は、取扱いについて提案書に明示すること。

7. システム要件

新システムの導入に必要なサーバ等機器、ミドルウェアについては、本業務の調達範囲とする。クラウド提案においては、現行L2WANネットワーク通信環境に変更等の影響を加えないことを前提とする。

(1) ハードウェア

新システムにて使用するサーバは全国の自治体に多数の導入実績があり、メーカー・機種・開発者依存度、採用技術の特異性が低く、国際的な標準に基づく技術を採用した運用保守が容易である機器を提案すること。

(2) ミドルウェア

信頼性・保守性が考慮されたデータベース及びOSを採用したものであること。

(3) サーバ要件

- ① サーバ構成については、「6. 基本要件」が6年間利用することに耐えられるものとして、仕様及び構成を提示すること。
- ② サーバ構成については、提案システムに合わせた提案をすること。
- ③ ラックマウント型サーバとすること。
- ④ サーバを収納するラックは本市既設のものを指定するので、仕様については協議すること。
- ⑤ コンソール装置は本市が導入している既存のコンソール機器を利用するものとする。
- ⑥ ハードディスクにはRAIDを採用していること。
- ⑦ ハードディスクの容量は、システム運用期間を十分考慮した容量を確保すること。サーバのデータ保存年限は原則5年とし、データ量の増加及

び接続端末が増加しても安定的レスポンスが確保できることとする。

⑧市が使用しているウイルス対策ソフトをサーバへセットアップすること。

(4) ネットワーク

ネットワークについては、本市既存のネットワーク環境を利用するものとする。

なお、ネットワークの接続に関しては、本市及び関連業者と調整のうえ、スムーズな接続を実施すること。

(5) ハードウェア設置作業等

サーバ及び関連機器の設置・設定作業等も本調達範囲に含むこと。

(6) データバックアップ要件

①データバックアップに必要なハードウェア、ソフトウェアも調達範囲に含むこと。

②データバックアップは、業務時間に影響を及ぼさない時間帯、環境にて実行される構成・設定とし、バックアップ処理を自動化すること。

③バックアップデータの復旧作業は、受託者が実施すること。

(7) システム運用時間

新システム運用時間は、平日は7:00～22:00を基本とする。土日休日のシステム運用は行わない。しかし、土日休日であっても平日同様にシステムは稼働させること。

計画停電や停止計画などによるシステム停止は、土日休日に実施することとする。

(8) クラウドシステムの場合は(1)～(7)を参考指標とし、非機能要求表に基づきSLAを示すこと。また、LGWANネットワークを利用する場合は、本市で必要となる帯域について示すこと。

8. クライアント要件

(1) 既存資源の有効活用

既存のクライアント端末及びプリンタ環境を活用することにより、初期導入コスト削減と現行機器等の有効活用を図るものとする。

(2) クライアントの新システム利用要件

クライアント端末の利用環境について、OSはWindows10、WebブラウザはMicrosoft Edge等に対応し、Adobe ReaderはX以降に対応していること。また、OS、Microsoft Edgeは、複数のバージョンの混在が可能であること。

(3) 新システム用クライアント台数

新システムに接続するクライアント数は、約1,000台とする。

9. システム導入体制

- (1) プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。プロジェクトマネージャは業務全体を見通した上で意思決定を行い、プロジェクトを成功に導くために大仙市と調整を行うこと。また、受託業務に適した資格と実績・経験を持っていること。
- (2) プロジェクトマネージャは本件を実施するにあたり、次の事項を含むプロジェクト計画を策定し提出すること。
 - ① システム概要
 - ② プロジェクト体制
 - ③ プロセスと成果物
 - ④ スケジュール
 - ⑤ 会議体
 - ⑥ 進捗管理方法
 - ⑦ リスク管理
 - ⑧ 情報セキュリティ管理
 - ⑨ 課題・問題管理方法
 - ⑩ 品質管理方法
 - ⑪ 文書記録管理
- (3) 導入作業等で本市での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を本市と協議すること。
- (4) 打合せ、会議等は、本市施設内で実施することを基本とするが、WEBによるリモートの会議を併用することは構わない。なお、会議室の会場は本市が準備する。

打合せの日程は、本市と協議のうえ調整すること。
- (5) 打合せに使用する資料等は、基本的に受託者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受託者が作成し、本市の承認を得ること。
- (6) プロジェクトマネージャは正確にプロジェクト全体の進捗を評価し、定期的に本市に報告すること。また、課題・問題解決、情報共有、状況把握を目的とした会議を必要に応じ適時実施すること。

10. データ移行要件

- (1) 本市にシステムを導入することが決定した業者は、必要になるデータを分析し、移行をスムーズに実施すること。システム間データ移行にこだわらず費用対効果の高い、かつ職員負担軽減を考慮したデータ移行を提案すること。

(2) 新システムに移行するデータは本市から提示する。従って、現システムに対するデータ抽出費用は見積書の対象外とする。

(3) データ移行範囲については、新システムの機能を鑑みて必要なものを協議の上、決定するものとする。

1 1. 他システムとのデータ連携

人事給与支出データや人事異動時に所属情報を含んだ職員情報は、CSVファイル経由で財務会計システムに取込む。なお、給与科目データは、財務会計システムとの連携を考慮する必要がある。

1 2. 操作研修等

(1) 導入時操作説明・研修

職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。なお、操作説明の対象人数は、以下を想定している。

操作研修会場、研修用PC、電源、ネットワーク環境は本市にて用意する。

テキストは本市で印刷するのでPDF データで提供すること。また、次年度以降の職員向け操作研修は本市で行うため、編集可能なファイル形式でも提供し、編集・使用を許可すること。

システム	対象機能	対象職員数
人事給与	人事給与管理（担当）	6名
	会計年度任用職員（担当）	50名
	人事評価（管理職）	300名
	人事評価（一般）	900名
庶務事務	勤怠管理（一般）	900名
	申請届出管理（一般）	900名
	申請届出管理（管理職）	300名
	明細照会（一般）	900名

① 一般職員向け操作研修

全庁職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。

動画による研修とし、動画ファイルを納品すること。職員への公開は本市で行う。

② 管理職員向け操作説明

新システムの初期稼働時や各サブシステムの本稼働前に、システム機能及び操作方法の説明を行うこと。動画による研修とし、動画ファイルを納

品すること。職員への公開は本市で行う。

③ 業務担当向け操作研修

人事管理、給与管理、会計年度任用職員管理に関しては、担当課職員向けの機能及び操作方法の説明を行うこと。集合研修とすること。

④ 電算担当向け操作説明

業務システムに必要なハードウェア及びソフトウェアにおける通常運用時や緊急対応時等の操作方法の説明を行うこと。

(2) 稼動後の支援体制

稼動後の安定的な運用を確保するために、電話等による問合せに対応できる要員を配置すること。

1.3. 保守・運用支援

(1) 基本要件

- ① システム運用期間中、新システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。
- ② 保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。
- ③ 受付時間は、勤務時間（平日8:30～17:15）を原則とするが、問い合わせ内容によっては、時間外でも対応すること。
- ④ 導入した機器及びソフトウェアに関する機能・操作方法等の問い合わせ（電話・メール等）に対応すること。
- ⑤ 導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本市に連絡し、対応を別途調整すること。
- ⑥ 本市が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問い合わせ（電話・メール等）に対して、技術的支援を行うこと。
- ⑦ 通信回線を使用した遠隔操作による保守を可能とするものとし、この方法で対応できない場合は出張訪問して対応するものとする。なお、遠隔操作に必要な回線工事費用、機器費用、月額費用（通信費等）、その他必要な費用を見積書に含めること。

(2) 機器保守

- ① 60ヵ月間常に完全な機能を保つため、対象の機器、対象のソフトウェア等の保守作業を実施すること。また、障害発生時の早急な復旧を行うための保守体制を確立すること。
- ② 原則、オンサイトでの保守作業とする。
- ③ 本調達で導入する機器に通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理、交換等は特段の定めがあるものを除き全て無償で行うこと。

④ 6ヵ月目以降の機器保守については、別途協議のうえ機器延長保守等を行う場合がある。

(2) 障害発生時の保守

① 本市からの障害発生連絡後、概ね4時間以内に本市に到着できる体制とすること。

② ハードウェア障害の復旧作業は、部品の修理、交換等を含めて作業開始から原則1日以内に終わらせること。

③ 障害復旧が完了した場合、本市に完了報告を行うこと。

1.4. 成果物

(1) システム一式

① パッケージシステム

② 必要とされるハードウェア、ミドルウェア

(2) プロジェクト管理に関する納品物

① 9. システム導入体制 (2) で作成する「プロジェクト計画書」で定義されるプロセスと成果物に基づいて作成するものとする。

② 実績があるパッケージの場合には、詳細設計書、単体テスト結果報告書、モジュール結合テストの成果物を必ずしも必要としない。

③ システム基本設計書は、パッケージシステムの基本設計書と定義し、パッケージの基本設計書の成果物は求めないこととするが、パッケージソフト、他システム連携、ハードウェア構成、ソフトウェア構成等を組み合わせたシステム全体を設計した成果物をシステム概要設計書と定義し、成果物として作成するものとする。

④ 納品に先立って、本市に案を示し、必要に応じて見直しを行うこと。

⑤ 納期までに、指定のドキュメントを印刷物及び磁気媒体等(DVD等)により提出すること。

⑥ 成果物は日本語で作成すること。なお、納品物のドキュメントについては、各工程の終了時に納品を行うこと。

(3) 環境設定・機器設置に関する納品物

① サーバ設定書、運用説明書

(3) 操作研修に関する納品物

① 操作研修で使用するために作成するもの

(4) その他

① 検討課題表

1.5. 著作権の扱い

- (1) 本業務の納入成果物は基本的に本市が著作権を有するものとする。
- (2) 納入成果物のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについての著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本市に譲渡されるものとする。
- (3) 著作権の所在にかかわらず、データベースのテーブル構成及びデータ項目については開示すること。

16. 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

17. 業務引継ぎ等に関する事項

- (1) 本契約の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除、その他契約の終了事由のいかんに関わらず、本業務が終了する場合は、受託者は業務引き継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。
- (2) 業務引継ぎに伴いデータ移行が発生する場合、受託者は速やかに提供すること。また、次回システム構築業者が、本業務の受託者でない場合であっても移行データの抽出は、本業務の受託者負担とする。その際に無償となる範囲・条件、有償の場合の単価等の取扱い等について明示すること。

18. その他

- (1) 本提案依頼書に基づく納入品の契約不適合及び正常な使用状態で発生した不具合について、検収後1年間、無償で修理、修復又は交換すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。
- (3) 帳票については可能な限りパッケージ標準のものを使用したいと考えているが、表示される情報量に関して、必要上の都合により改修を求める場合がある。その際に無償となる範囲・条件、有償の場合の単価等の取扱い等について明示すること。

以上